

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	更新年月日（1回目）	直近の更新年月日
猪苗代町	打越地区（打越集落）	令和3年1月22日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

1 対象地区的現状

① 地区内の耕地面積	35.3 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積の合計	31.0 ha
③ 地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	2.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.4 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	13.8 ha
(備考)	

注 1 : ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注 2 : ④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の合計を差し引いた面積を記載します。

注 3 : アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注 4 : プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

現在農業経営をしている年齢層は50代が最も多く、10年後も引き続き農業経営を行うことが可能だが、若者の農業者が減少しているため、高齢化は進んでいる。

将来の集落の農業者と農地を持続可能なものとするためには、中心となる経営体に農地を集積していく必要がある。早い段階では、若者の農業者を確保する必要がある。

注 : 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落の農地利用は、打越地区の中心経営体や農業者が担う。

農地所有者は、原則として営農改善組合に相談を行なった上で農地を機構や農業委員会を活用し貸付け、耕作者は機構や農業委員会を活用し農地を借り受ける。

注 1 : 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注 2 : 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取り組みに関する方針（任意記載事項）

（農地中間管理機構の活用方針）

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は人・農地プランを活用し営農改善組合に相談を行った上で、機構や農業委員会を利用する。

（農地中間管理機構の活用方針）

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

（話し合いの機会）

集落の農業者等が顔を合わせる機会には農地利用等に関しても話し合いを行う。

（農地の保全への取組方針）

中心経営体だけではなく、集落の農業者、土地の所有者一体となって農地の保全に取り組む。

（生産コストの低減と作業効率化の向上）

農地の貸借の場合には集落で話し合いを行いなるべく連担化が図れるような貸借に取り組む。

（新規就農者等の確保）

将来に向けて、新規就農者等を確保するため、町に花き等で新規就農希望者からの相談があった際には、積極的に受け入れし集落で支援をするため農業者に営農指導等の協力を願う。